

スポーツ庁

スポーツは、その活動によって「楽しさ」や「喜び」を得ることで、人々の生活や心を豊かにすること、地域活性化や健康長寿社会の実現、経済発展などに寄与することなどの様々な価値を有しています。

スポーツ庁は、こうした価値を一層向上させ、スポーツの力で社会が活性化し、その社会がスポーツを支えるという好循環が構築される「スポーツ立国」を実現することを目指しています。

そのために、5年間のスポーツ施策の基本的な指針として令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツを通じた健康増進、学校体育の充実、運動部活動改革、パラスポーツの振興、地域・経済の活性化、国際交流・協力、国際競技力の向上といった多様な施策を、関係省庁や企業と連携しながら総合的・一体的に推進しています。

1 スポーツ基本計画

「スポーツ基本計画」は、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るために定めるものであり、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での、重要な指針となるものです。

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」(以下、「第3期計画」という。)では、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」という。)のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すと

ともに、第2期計画における「する」「みる」「ささえる」という視点に、

- ① スポーツを「つくる / はぐくむ」、
 - ② 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、
 - ③ スポーツに「誰もがアクセス」できる、
- という「新たな3つの視点」を加え、それぞれの視点において具体的な施策を示しています。

スポーツ庁は第3期計画に基づき、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力のある社会、絆の強い世界、豊かな未来の実現を目指して、スポーツ行政に取り組むこととしています。

2 スポーツ振興財源

令和6年度のスポーツ庁予算は、約361億円を計上しました。一方、国費では行き届きにくいスポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完的財源としての役割を果たしているのがスポーツ振興投票とスポーツ振興基金です。

(1) スポーツ振興投票

スポーツ振興投票は、誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備、将来性を有する競技者の発掘・育成等のための財源の確保を目的として、超党派のスポーツ議員連盟により提案され、平成10年5月に議員立法として成立した「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」により創設されました。

スポーツ振興投票の対象となる試合の指定、くじの販売、試合結果に基づく当せん金の確定及び払戻等の業務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」という。)において実施されており、サッカーの複数の試合結果(勝敗・得点)を対象として、購入者が自分で予想を行う「toto」、コンピュータがランダム

で試合結果を選択する「BIG」に加えて、サッカー又はバスケットボールの単一試合や競技会の結果を予想する「WINNER」の大きく3種類の商品が販売されています。

スポーツ振興投票の実施により得られる収益は、スポーツの振興を目的とする事業への助成に活用されており、令和6年度は、約179億円を、地方公共団体やスポーツ団体へ配分しています。

令和6年度スポーツ振興くじ助成金 配分額

助成区分	件数(件)	配分額
大規模スポーツ施設整備助成	6	6億6,681万円
地域スポーツ施設整備助成	262	69億9,070万円
総合型地域スポーツクラブ活動助成	160	2億7,754万円
地方公共団体スポーツ活動助成	485	18億1,755万円
将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成	100	22億3,752万円
スポーツ団体スポーツ活動助成	794	38億9,917万円
国際競技大会開催助成	20	20億3,170万円
合計	1,827	179億2,099万円

※一万円未満の金額は四捨五入しているため、「合計」と「各助成金額の合計」は一致しない。

(2) スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、国際競技力の向上及びスポーツの裾野拡大を図る活動に対して安定的・継続的な助成

令和6年度スポーツ振興基金助成金 配分額

助成活動名	件数(件)	配分額
スポーツ団体選手強化活動助成	21	4,040万円
スポーツ団体大会開催助成	167	6億8,848万円
選手・指導者研さん活動助成(※)	—	11億円
アスリート助成(※)	—	
合計	188	18億2,888万円

※スポーツ振興くじの収益から充当。

を行う制度として、平成2年に政府出資金を受けて設立されました。

現在は、JSCが運営主体となって、民間寄附金の運用益や国の交付金を主な原資に助成事業が行われており、令和6年度は、スポーツ団体が行うトップアスリートの強化事業等に約18億円を配分しています。

3 スポーツを通じた健康増進

「スポーツ基本法」の前文において、「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」と規定されています。国民医療費の増大や高齢化の更なる拡大が予想される中、スポーツに取り組むことによる効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されています。

スポーツ庁では、スポーツを行うことが生活習慣の一部となり人生や社会が豊かになるという「Sport in Life」の理念の拡大、実現に向けた取組として、趣旨に賛同いただいた民間企業、地方自治体、スポーツ団体等とともにコンソーシアムを組成し、連携を促進することで多様なスポーツ機会を提供するとともに、スポーツ人口拡大に向けたモデル創出事業や、表彰を推進しています。

また、ライフパフォーマンスの向上（それぞれのライフステージにおいて最高の能力が発揮できる状態）を目指し、目的に合わせて自身に適した運動・スポーツを実施できるよう、科学的知見や調査研究で得られた成果の普及・活用を図ります。

さらに、「運動・スポーツ習慣化促進事業」では、多くの住民がスポーツに興味・関心を持ち、スポーツの習慣化につながるよう、地方公共団体の取組や体制整備を支援しています。引き続き、スポーツを通じた健康増進を図っていくために、国民全体のスポーツ参画を促

進するとともに、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、国民の誰もがスポーツに親しむことのできる環境整備等を進めていきます。

4 子供のスポーツ機会の充実

(1) 子供の体力の現状と課題

「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、体力合計点は、中学校男子ではコロナ前の水準に戻りましたが、小学校男子及び中学校女子では前年度からほぼ横ばい、小学校女子は引き続き低下している状況です。

スポーツ庁では、生活全体を通じて少しずつでも運動する機会を確保し、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増やすことを目指して、学校・家庭・地域における様々な取組を支援し、子供の運動習慣の形成や体力向上につなげられるよう、①幼児期からの運動習慣形成、②子供のニーズに応じた多様な地域スポーツ環境の整備促進、③体育授業及び授業外における子供の運動意欲の向上、④家庭等で手軽に継続して運動するキッカケづくり等の取組を進めています。

(2) 幼児期からの運動習慣の形成

幼児期からの運動習慣作りは、子供の体力向上はもとより、成人以降のスポーツ習慣や高齢期以降の健康の保持にも大きな影響を及ぼすものです。

そのため、スポーツ庁では、家庭や学校を始め、地域において、幼児及び小学校児童を対象に、その発達段階に応じた運動習慣の形成に取り組むことにより、子供の体力向上を目指し、さらに、生涯に渡って運動やスポーツを継続する人が増えるよう取り組んでいます。

(3) 学校における体育活動の充実

小学校から高等学校までを見通した指導内容の系統

化や明確化を図りつつ、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力をバランスよく育むこととしています。体育・保健体育については、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指し、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」といったスポーツとの多様な関わり方と関連付けるとともに、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けるよう、学習過程の工夫を求めています。

スポーツ庁では、体育・保健体育の授業の充実を図るために、体育授業にアスリートを派遣する取組や児童生徒が共に学ぶための指導方法等の実践研究などの取組を実施しています。

また、学校における体育活動中の事故防止に向けて、水泳等の事故防止、用具の安全確保、熱中症事故の防止及び体罰やハラスメントの根絶等に向けた取組の徹底を求めるとともに、会議やセミナー等の場で全国の事故発生状況・事例に係る情報や事故防止のための知見等の共有を行っています。

(4) 運動部活動改革について

少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保し、「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ資源を最大限活用しながら、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現するため、学校における部活動改革は必要不可欠です。そのため、スポーツ庁としては、令和4年12月に、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について示した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定・公表しました。本ガイドラインでは、令和5年度から7年度までを「改革推進期間」として位置づけ、休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、地域の実情等に応じて可能

な限り早期の実現を目指すこととしています。

スポーツ庁としても、改革推進期間の最終年度となる令和7年度は、地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を拡充し、令和6年度に引き続き、重点地域における政策課題への対応や、課題の整理・解決策の具体化、地域クラブ活動のモデル構築・プロセス明確化等といった取組を実施するとともに、事例集等を通じた先進事例の更なる周知や広報活動の強化など、必要な施策を総合的・一体的に講じていきます。

また、文部科学省では、令和6年8月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を設置し、部活動の地域クラブ活動への移行に係るこれまでの取組の成果や課題、地方公共団体の状況等を踏まえながら、改革推進期間後の令和8年度以降の部活動改革の方向性や支援策等について、有識者の先生方に御検討いただいています。

これまで、実行会議及びその下に設置したスポーツ・文化のワーキンググループ、それぞれにおいて議論が重ねられ、昨年12月にまとめられた「中間とりまとめ」では、令和8年度から10年度を前期、令和11年度から13年度を後期とした6年間を次期改革期間とし、休日、次期改革期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指すことや、平日は、前期で課題への対応策等の検証を行い、更なる改革を推進することなどが示されました。

有識者会議では、本年5月頃の「最終とりまとめ」に向けて、更に議論を深めていただく予定であり、文部科学省としては、今後の議論も踏まえながら、引き続き、子供たちのスポーツ・文化芸術の活動機会の確保に向けた取組を推進してまいります。

5

スポーツに関わる多様な人材の育成と
スポーツを通じた女性の活躍推進

(1) スポーツ指導者の資質・能力の向上

スポーツの場において、適切な資格や知見を有した指導者の養成・確保が課題になっています。このため、スポーツ庁は、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）が実施する公認スポーツ指導者資格制度を支援することを通じて、年齢や性別など多様なスポーツニーズに対応し、スポーツの価値を脅かす体罰、暴力、不法行為等を行わず、アスリート等の人間の成長を促す事ができる指導者の養成を推進しています。

(2) アスリートのキャリア形成支援

アスリートが競技外のキャリアにおいてスポーツで培った能力を発揮し活躍することは、アスリートが有する価値を社会に還元するという点で大変重要です。しかしながら、現役時のアスリートへのキャリア形成支援について十分な体制が整っているとは言えない状況です。このためスポーツ庁では、スポーツ関係団体・大学・企業等の関係者が連携して取り組むスポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営を通じて、キャリア形成のための研修支援や人材育成、情報提供等、積極的な支援体制を構築しています。

また、アスリートのキャリア形成上の課題やスポーツ指導者等の人材育成に関する調査研究を実施しています。

(3) スポーツを通じた女性の活躍推進

女性のスポーツ参画については、中学生女子の運動習慣の二極化や若年層で低いスポーツ実施率、競技スポーツにおける女性の健康課題への対応など、様々な検討すべき課題があります。

第3期計画においては、スポーツを通じた女性の活躍促進の取組として、施策目標に、「女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツ実施について、個人や関係団体への普及・啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させること」等を掲げています。

国際的には、国際女性スポーツワーキンググループ

(International Working Group on Women and Sport) で採択された「ブライトン・プラス・ヘルシンキ 2014 宣言」に、2017（平成 29）年、スポーツ庁、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）、公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）・公益財団法人日本パラリンピック委員会（JPC）、公益財団法人日本体育協会（現 JSPO）、JSC が同時に署名しました。

女性のスポーツ実施率の向上については、運動が女性の健康維持増進にもたらす調査結果や、「オリジナルダンス」、「ながら運動」の動画の配信、手軽にできる運動情報等を「女性のスポーツ参加サポートページ」としてホームページに取りまとめて掲載しています。

スポーツ団体の女性役員比率の向上については、「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）」を踏まえた女性理事割合の引上げを各スポーツ団体に促すとともに、女性役員候補とスポーツ団体とのマッチング支援等を実施しています。女性アスリートの国際競技力向上として、女性アスリートが抱える健康課題等を解決するため、医・科学サポート等を活用した女性アスリートの健康的な競技環境の充実や、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊産期・育児期の支援プログラム、相談窓口を拡充し、今後一層の環境整備と競技力向上を推進していきます。

6 パラスポーツの振興

(1) パラスポーツの環境の整備

障害のある人のスポーツ実施率は令和6年度の調査では、障害のある人（20 歳以上）の週1回以上のスポーツ実施率は 32.8%にとどまっており、障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを気軽に楽しめるよう、身近なところでスポーツを実施できる環境を整備することが重要な課題となっています。

身近な地域の拠点である「障害者スポーツセンター」

の設置が一部の都府県や政令市にとどまっていることから、その整備促進として、障害者スポーツセンターの整備を検討する地方公共団体や、既存の障害者スポーツセンターの機能強化を検討する地方公共団体に対して、計画策定のための支援等を実施しています。障害者スポーツセンターの整備促進のみならず、広く日本の各地でパラスポーツ活動の機会が創出されるよう、地域のパラスポーツ振興の総括組織である、都道府県・指定都市パラスポーツ協会、同パラスポーツ指導者協議会、パラスポーツ競技団体に対し、スポーツ活動の場づくりや体制の強化等の構築に必要な支援を実施しています。

また、この共生社会の実現に向けて、障害のある人となない人がともにスポーツを楽しむ機会を創出するため、競技団体と民間企業が連携し、障害のある児童となない児童が同一チームを編成した小学生ボッチャ大会といったインクルーシブなスポーツ大会や、公園や商業施設等のオープンスペースを活用したスポーツ体験、デジタル技術を活用したスポーツ体験など、パラスポーツ団体や民間企業が行っている先進的なモデルとなる取組について支援しています。

さらに、生涯にわたってスポーツ活動を定着させるためには、学齢期からスポーツに親しむことが重要であることから、特別支援学校等の児童生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、多様な活動実態を踏まえ、総合型地域スポーツクラブや社会福祉施設等、多様な地域資源と連携した運動部活動の地域連携・地域移行に向けたモデルの創出や特別支援学校等の全国規模の競技会の開催支援に取り組んでいます。

(2) 全国障害者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手がスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を推進することを目的としたパラスポーツの全国的な祭典です。文部科

学省、日本パラスポーツ協会、開催県の3者が主催しており、国民体育大会終了後に、同じ開催地で行われています。

2024年度は佐賀県で開催され、全国の都道府県・政令市の代表が参加し、正式競技14競技に選手が3,362人、役員が2,598人参加されました。なお、2025年度については滋賀県で開催される予定です。

(3) 東京 2025 デフリンピック

2025年11月15日(土)～26日(水)にかけ東京都、静岡県、福島県において「夏季デフリンピック競技大会東京2025」が開催されます。

デフリンピックは国際ろう者スポーツ委員会(ICSD)の主催で4年に1度世界的規模で行われる聴覚障害者のための総合スポーツ競技大会で、夏季大会と冬季大会が開催されています。東京2025デフリンピックは、夏季デフリンピック100周年の記念すべき大会であり、日本では初めての開催となります。

大会ビジョンとして、「デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会とつなぐ」、「世界に、そして未来につながる大会へ」、「誰もが個性を活かし力を発揮できる」共生社会の実現」を掲げており、東京都の会場を中心に21競技が実施される予定です。

スポーツ庁では、全日本ろうあ連盟や東京都などの関係団体と連携し、大会の成功に向けて必要な支援・協力を行っています。具体的には、デフスポーツの機運醸成活動への協力や、デフアスリートの強化支援、スタートランプをはじめとする障害者スポーツ用具の整備の支援などです。

特に、デフスポーツの機運醸成活動については、大会開催1年前イベントとなる「東京2025デフリンピック1Year To Go」をはじめとした全国各地で開催されるイベントへの協力のほか、文部科学省エントランスでの広報物展示やこども霞が関見学デーでの大会PRコーナーの出展など、大会の成功及びデフスポーツの振興に向けて取り組んでいます。

7 大学スポーツの振興

大学におけるスポーツ活動には、大学の教育課程としての体育の授業、学問体系としてのスポーツ科学及び課外活動(体育会活動、サークル活動、ボランティア等)等の側面があります。全ての学生がスポーツの価値を理解することは、大学の活性化やスポーツを通じた社会発展につながるものです。また、大学の持つスポーツ資源(学生、指導者、研究者、施設等)の活用は、市民の健康増進や障害者スポーツの振興等に資するとともに、地域や経済の活性化の起爆剤となり得るものです。

スポーツ庁では、大学スポーツ活動の振興を図るため、「みる」スポーツとしての潜在的価値を十分に生かす新たなムーブメントを創出するための大会の企画運営を行うモデル事業や、大学が有するスポーツ資源を有機的複合的に活用し、各地域の現況に即した課題を解決するためのモデル事業を実施しています。また、大学スポーツにおける不祥事防止のため、一般社団法人大学スポーツ協会(UNIVAS)と連携し、大学生や指導者・コーチを対象としたコンプライアンス研修や、適切な大学執行部のガバナンスの在り方についての啓発資料及び不祥事が起こった際の対応に係る手引書の普及等に取り組んでいます。

8 スポーツの成長産業化

スポーツは産業としての一面も持ち、スポーツで「稼ぐ」ことで、スポーツ産業を活性化すれば、その収益でスポーツ環境を改善することができ、スポーツ参画人口の拡大にもつながります。そしてスポーツ環境の改善や参画人口の拡大は、スポーツ産業を更に活性化す

る原動力となります。このように、スポーツの成長産業化はスポーツ振興の重要な柱の一つであり、スポーツ参画人口の拡大に至る循環を自立的に拡大させていくことが重要です。

このため、スポーツ庁では、スタジアムやアリーナを他の施設やインフラ等とともに総合的・複合的に整備・活用し、よりまちづくりにつなげていく「スポーツコンプレックス」の推進や、スポーツ観戦等スポーツイベントにおける体験の高付加価値化と新たな顧客層の獲得につながる「スポーツホスピタリティ」の普及・発展、スポーツそのものが持つ価値の高度化や産業の裾野拡大、社会課題解決につながるスポーツ界と他業界の共創による新事業創出など、様々な施策を推進しています。

9 スポーツを通じた地域活性化

(1) 地域のスポーツ施設の整備・運営

地域住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる場として、地域のスポーツ施設は重要な役割を果たしてきたところですが、今後予想される、施設の老朽化、財政の制約、人口減、少子高齢化等の社会の変化に伴う住民ニーズの変化により一層対応していくことが必要となっています。

スポーツ庁では、学校施設環境改善交付金等による社会体育施設・学校体育施設に対するハード面の支援のほか、スポーツ施設のストック管理に関する計画策定、学校体育施設の有効活用、官民連携等による施設管理・運営の優良事例の収集・紹介、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブックの作成および地方公共団体への普及・啓発といったソフト面の対応も進めてきました。

今後も、地方公共団体や民間事業者、関係団体等と連携し、地域や経済の活性化に貢献するスポーツ施設の整備・運営を推進していきます。

(2) スポーツツーリズム振興に向けた取組

① 地域活性化の担い手となる地域スポーツコミッションへの支援

スポーツ庁は、スポーツによるまちづくりを推進する組織である「地域スポーツコミッション（地域 SC）」の設立及び新たな事業展開への支援を行っています。令和6年度は、15自治体を支援しました。

地域 SC の設置数は、令和6年10月時点で207団体であり、今後は地域 SC の運営に関わる人材の育成・確保の取組を推進していきます。

② 地域資源を活用したスポーツツーリズムコンテンツの磨き上げ

スポーツ庁は、スポーツツーリズム需要拡大戦略等に基づき、重点テーマである武道やアウトドアスポーツを中心とした新たなスポーツツーリズムの創出等を推進しています。令和6年度は、10件の取組を支援するとともに、コンテンツと連携したデジタルプロモーションや国内外において武道を中心とした体験機会の創出、プロモーションを通じて得た基礎的データの利活用等を通じて、スポーツツーリズムのすそ野拡大に取り組んでいます。また、文化庁及び観光庁と連携した「スポーツ文化ツーリズムアワード」も実施しました。

③ スポーツ・健康まちづくりの全国展開

以上の取組に加え、スポーツによるまちづくりに積極的に取り組もうとする自治体を応援するため「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰を実施しています。令和7年1月に開催した「スポまち!表彰 2024」では、20自治体を表彰し、受賞自治体の皆様から取組の推進に向けた力強い抱負を発表いただきました。

今回表彰した地域だけでなく、全国各地で「スポーツ・健康まちづくり」の取組が広がっていくことを期待します。

10 スポーツを通じた国際交流・協力

(1) 国際交流・協力に向けた取組

スポーツ庁は、「Sport for Tomorrow」事業をはじめ、スポーツを通じた社会課題の解決に向け、各国との連携強化のための政策対話の枠組みづくりや参画等、スポーツによる国際交流・協力に取り組んでいます。

また、国際スポーツ界における我が国のプレゼンス（影響力）の向上とスポーツによる国際社会の発展への貢献を図るため「スポーツ国際展開基盤形成事業」を実施しています。

本事業は、我が国の情報収集・発信能力を高めるとともに、スポーツ国際政策の展開を促進するための基盤形成を目的としており、国際競技連盟（IF）等の日本人役員の増加・再選に向けた取組や国際スポーツ界の中核的存在となる人材育成、国内外のネットワークの強化等の支援を行っています。

さらに、スポーツ産業分野では、国際展開を促進するプラットフォーム「JSPIN（Japan Sports Business Initiative）」を運用し、企業・団体間のネットワーク構築や国際スポーツビジネス会議への出展支援等を行っています。

(2) 国際競技大会の招致・開催に対する支援

我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの振興や国際交流、国際親善や経済・地域の活性化等にも大きく寄与することから、スポーツ庁では、国際競技大会の招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体・府省庁との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。

また、今後の大規模国際競技大会等の運営の透明化、公正化を図るため、「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」を策定し、関係者に周知を行うとともに、本指針に

ついて解説する動画教材を作成しました。今後は、本動画教材の活用や大会の招致・開催に関する事例を中心とした手引きの作成・活用などを進め、本指針の更なる実効性確保と国際競技大会の運営において中心的な役割を担える人材の育成・確保に向け取り組んでいきます。

11 持続可能な国際競技力の向上

令和6年度に開催されたパリオリンピック・パラリンピック競技大会においては、日本代表選手団の活躍により素晴らしい成果が収められました。スポーツ庁では、こうした好成績を一過性のものとしないう、令和3年12月に策定した「持続可能な国際競技力向上プラン」を令和7年3月に改定し、関係機関も連携した我が国の国際競技力向上のための支援や環境整備に取り組んでいます。

(1) 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立

オリンピック競技・パラリンピック競技に共通して、中央競技団体（NF）による選手強化活動（強化合宿、コーチ等設置など）に対する支援の充実を図るとともに、JSC、JOC、JPCによる協働コンサルテーションを実施し、NFが策定する強化戦略プランの実効化に向けた多面的な支援を行っています。各NFの強化戦略プランは、JSC、JOC及びJPCからなる協働チーム並びに外部有識者によって評価され、国はその評価結果を各種事業の資金配分に活用しています。

(2) アスリート育成パスウェイの確立

アスリートの発掘・育成・強化の取組は、競技団体、地方公共団体、その他関係機関等、様々なところで行われています。より多くの優れた能力を有するアスリートを発掘し、育成・強化につなげていくため、これらの

取組の有機的な連携が図られるよう、NFにおけるアスリート育成パスウェイの構築等を支援しています。

(3) スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

我が国のスポーツ医・科学支援、研究及びトップアスリートのトレーニング中核拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）を中心に、アスリートへのスポーツ医・科学、情報等による専門的かつ高度な支援を実施しているほか、HPSCでトレーニングが困難な競技については、既存のスポーツ施設をナショナルトレーニングセンター（NTC）競技別強化拠点到指定することで、アスリート支援の充実に取り組んでいます。

さらに、国際総合競技大会においては、現地にサポート拠点を設置し、試合直前までアスリートを支える環境を構築する等の取組を通して、国際競技力の向上を図っています。

また、世界を舞台に日本を代表して戦うトップアスリートをSNS上の誹謗中傷などから守るべく、JOC・JPSAを中心に、啓発活動やアスリートへの伴走支援等に取り組んでいます。

(4) 地域における競技力向上を支える体制の構築

令和5年度から、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ外傷・疾病・障害を予防し、健康を維持しながら安全に競技を継続できるよう、地域と一体となって、スポーツ医・科学支援を受けられる環境の整備に取り組んでいます。

¹ 令和7年4月時点：44か所